

【譲渡性預金規定】

2023年6月1日 現在

1 【預金の支払時期】

この預金は、表面記載の満期日以後に利息とともに支払います。

2 【利息】

(1) この預金の利息は、表面記載の期間および利率によって計算します。この場合、付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。ただし預入日の2年後の応答日から預入日の5年後の応答日までの日を満期日としたこの預金の利息は、次により支払います。

- ①預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応答日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および表面記載の中間利払利率による中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として各中間利払日以後に支払います。この場合は、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書とともに提出してください。
- ②中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

(2) 前項の利息は、この預金の譲渡があった場合には最終の譲受人に支払います。ただし、中間払利息は、支払請求時の譲受人に支払います。

(3) 満期日以後の利息は、解約日または書替継続時における普通預金の利率によって計算します。

3 【譲渡】

(1) この預金は、利息とともにのみ譲渡することができます。その元利金の一部を譲渡することはできません。

(2) この預金の譲渡に関する手続きは次によるものとします。

- ①当行所定の譲渡通知書に、譲渡人の届出の印章による記名押印ならびに譲受人の記名押印をしたうえ、確定日付を付し、これを遅滞なくこの証書とともに表面記載の取扱店に提出してください。なお、この譲渡通知書に押印された譲受人の印影は、譲受後のこの預金の届出印鑑とします。

- ②当行は、この証書に譲渡についての確認印を押印のうえ返却します。

(3) この預金を質入れする場合には、前2項が準用されるものとします。

4 【預金の解約】

(1) この預金は満期日前に解約することはできません。

(2) この預金を満期日以後に解約するときは、裏面の受取欄に届出の印章により記名押印して表面記載の取扱店に提出してください。

5 【譲受人に対する規定の適用】

この規定は、この預金の譲受人についても適用されるものとし、その後の譲受人についても同様とします。

6 【保険事故発生時における預金者からの相殺】

- (1) 第4条にかかわらず、この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。
 - ①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、証書に届出印を押印して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ②前号の充当指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができます。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ①この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する清算金、損害金、手数料等は不要とします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

以 上